東部まちづくりプラットフォーム運営支援業務委託プロポー ザル実施要綱

> (令和7年9月26日) 7小東第635号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東部まちづくりプラットフォーム運営支援業務を委託するにあたり、技術的に最適な者(以下「最適者」という。)を特定するため、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 対象とする業務は、東部まちづくりプラットフォーム運営支援業務(以下「業務」という。)とする。

(参加資格)

- 第3条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれに も該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者
 - (2) 参加表明書を提出する日において、令和6・7年度小牧市入札参加 資格者名簿に登載されている者
 - (3) 参加表明書を提出する日から最適者を選定する日までの間に、次に掲げる措置を受けていない者
 - ア 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領 (平成11年3月4 日11小総第47号) に基づく指名停止の措置
 - イ 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結)に基づく排除措置又はこれに準ずる措置
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- (5) 日本国内に本社又は営業所を有している者 (公募の公告)
- 第4条 市長は、プロポーザルに参加しようとする者に必要な参加資格、 条件、業務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するも のとする。
- 2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を市ホームページ等で公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書その他別に定めるプロポーザルの参加に必要な書類(以下「提出書類」という。)を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(第一次審査)

- 第6条 市長は、第一次審査として、提出書類を別に定める東部まちづくりプラットフォーム運営支援業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)に審査させ、参加表明書を提出した者(以下「提出者」という。)のうち上位5者程度を第二次審査の出席要請者として選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとする。ただし、提出者が5者以下の場合は、第一次審査を省略することができるものとする。
- 2 市長は、前項の報告に基づき、第二次審査の出席要請者として選定した提出者に対してはその旨を様式第1により通知し、選定しなかった提出者に対しては選定しなかった旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては一切できないものとする。
- 3 市長は、第1項ただし書の規定により第一次審査を省略するときは、 提出者にその旨を通知するものとする。

(第二次審査)

- 第7条 市長は、第二次審査として、前条第2項の規定により選定した提出者に対し、別に定める評価基準に基づき、委員会に提出書類の内容の 聴取等を行わせ、最適者及び次点者1者を選定させ、及びその結果を報告させるものとする。
- 2 市長は、前項の報告に基づき、最適者及び次点者1者を特定するもの とする。
- 3 市長は、前項の規定により最適者及び次点者として特定した提出者に

対してはその旨を様式第3により通知し、特定しなかった提出者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第4により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては一切できないものとする。

4 市長は、第2項の規定により最適者及び次点者を特定したときは、そ の内容を市ホームページ等において公表するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な 事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年9月26日から施行する。
- 2 この要綱は、第7条第4項の規定による公表をもって、その効力を失う。

様

小牧市長

東部まちづくりプラットフォーム運営支援業務委託プロポーザルの第一次審査結果について (通知)

このことについて、第一次審査を実施した結果、貴社を下記のとおり第二次審査の出席要請者として選定しましたので通知します。つきましては、第二次審査を行いますので、ご参加いただきますようお願いいたします。

記

審查結果

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様

小牧市長

東部まちづくりプラットフォーム運営支援業務委託プロポ ーザルの第一次審査結果について(通知)

このことについて、第一次審査を実施した結果、貴社については下記の とおり第二次審査の出席要請者として選定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされ、真摯に取り組んでいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げるとともに、 今後も本市へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

選定しなかった理由

備考用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様

小牧市長

東部まちづくりプラットフォーム運営支援業務委託プロポ ーザルの第二次審査結果について(通知) このことについて、第二次審査を実施した結果、貴社を下記のとおり

最適者 当業務の 次点者 として特定しましたので通知します。

記

審査結果(貴案に対する講評)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様

小牧市長

東部まちづくりプラットフォーム運営支援業務委託プロポーザルの第二次審査結果について (通知)

このことについて、第二次審査を実施した結果、貴社については下記のとおり当業務の最適者又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされ、真摯に取り組んでいただきましたことに対し、心から感謝申し上げるとともに、今後も本市へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

特定しなかった理由